

防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地震、津波等の自然災害から県民の安全、安心の確保を図るため、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要領(令和7年4月1日伺定。以下「交付要領」という。)に基づき、市町村の事業実施に要する経費及び自主防災組織等又は福祉施設等の事業実施に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4に規定する指定緊急避難場所及び第49条の7に規定する指定避難所、その他災害の状況によっては被災者が集まり、事実上の避難生活を送る避難所をいう。
- (2) 孤立可能性集落とは、災害発生時に集落への全てのアクセス道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、基礎調査予定箇所若しくは山地災害危険地区に隣接していること又は地震による津波により船舶の停泊施設が使用不能となる恐れがある集落をいう。ただし、次に掲げる要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(外部か四輪自動車でアクセスできるかが目安)が途絶し、人の移動・物資の流通の点で著しく困難もしくは不可能となる恐れがある集落については、知事と協議のうえ、孤立可能性集落と判断する。
 - ア 地震・風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
 - イ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
 - ウ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災
- (3) 自主防災組織等とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する自主防災組織及びその連合体、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体(自治会及び町内会)及びその連合体、並びに地域で防災・減災活動に取り組む団体のうち市町村長がその活動に補助又は助成を行う団体をいう。
- (4) 福祉施設等とは、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第1条の7の2第2項の規定による指定福祉避難所若しくは指定が見込まれる施設、又は協定などに基づき災害発生時に福祉避難所として利用される施設をいう。
- (5) 防災訓練または学習会等とは、事業実施主体が実施する以下の訓練または学習会をいう。
 - ア 避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、避難所開設訓練・運営訓練、消火訓練、炊出し訓練、救急救命訓練、土のう作成訓練など
 - イ 防災講話、学習会、ハザードマップや避難場所の確認、声掛け避難の確認、備蓄品の点検など

(補助対象者、事業内容、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象は市町村とし、対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、事業実施主体が市町村の場合において、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
 - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
 - (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (9) その他、規則、交付要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号の1様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。額の減額があった場合は、補助事業実績報告書（第8号の2様式）により行うものとする。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場合）
- (9) 自主防災組織等または福祉施設等が市町村長に対して行う実績報告に係る以下の書類の写し
ア 契約書又は見積書
イ 完成写真

ウ領収書又は請求書
エ防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場合）
（10）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号の1様式）により行うものとする。額の減額があった場合は、補助金の額の確定通知書（第11号の2様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る防災・減災対策加速化支援事業費補助金から適用する。

別表

補助対象事業	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件
緊急孤立対策 支援事業	市町村	市町村が、孤立可能性集落において備蓄品等の整備に要する経費に対して補助する。	1 長期保存用の食料、飲料水、備蓄品等購入や備蓄倉庫の設置に要する経費 (例) ・食料、飲料 ・簡易トイレ及び付属品、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、消毒液、マスク、おむつ、生理用品 等 ・マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、間仕切りテント、パーテーション、毛布 等 ・給水袋、ブルーシート 等 ・発電機、蓄電池 等 ・備蓄倉庫の購入、設置費用	補助対象経費の 2/3以内	
	自主防災組織等	自主防災組織等が、孤立可能性集落において備蓄品等の購入のために要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について補助する。	2 情報収集・通信手段を確保するための機器等の整備に要する経費 (例) ・衛星携帯電話、防災行政無線、防災ラジオ、簡易無線機、公衆無線 (Wi-Fi) の整備 等 3 救援時の拠点となる場所 (ヘリポート等) の舗装・整地等整備に要する経費 4 災害時協力井戸に係る経費 (例) ・看板、防災マップ製作費 ・登録時の水質検査 等	市町村が事業実施 主体に補助する額 の2/3以内	
避難所等 環境向上事業	市町村	市町村が、避難所等の生活環境の向上や感染症対策を目的とした備蓄品等購入や施設整備に要する経費及び避難所等で災害情報の収集や通信が即時にできるように整備する機器等について補助する。	1 長期保存用の備蓄品等購入や備蓄倉庫の設置に要する経費 (例) ・簡易トイレ及び付属品、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、消毒液、マスク、おむつ、生理用品 等 ・マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、間仕切りテント、パーテーション、毛布 等 ・給水袋、ブルーシート 等 ・発電機、蓄電池、等 ・備蓄倉庫の購入、設置費用	補助対象経費の 1/3以内	緊急防災・減災事業 債の対象の場合 防災訓練または 学習会等の実施
	自主防災組織等	自主防災組織等が、避難所等の生活環境の向上や感染症対策を目的とした備蓄品等購入や施設整備に要する経費及び避難所等で災害情報の収集や通信が即時にできるように整備する機器等に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について補助する。	2 空調設備、災害対応型ガス設備、バリアフリー設備等施設整備に要する経費 (例) ・エアコン、LPガスヒーターなどの冷暖房設備 等 ・洋式トイレの設置 等 3 ペット同伴避難者の受け入れに必要な備蓄品等の購入経費 (例) ・飼育ケージ、首輪、ハーネス、リール、ペットシート 等 4 災害時協力井戸に係る経費 (例) ・看板、防災マップ製作費 ・登録時の水質検査 等	市町村が事業実施 主体に補助する額 の1/3以内	
	福祉施設等	福祉施設等が、避難所等の生活環境の向上や感染症対策を目的とした備蓄品等購入や施設整備に要する経費及び避難所等で災害情報の収集や通信が即時にできるように整備する機器等に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について補助する。	5 情報収集・通信手段を確保するための機器等の整備に要する経費 (例) ・衛星携帯電話、防災行政無線、防災ラジオ、簡易無線機、公衆無線 (Wi-Fi) の整備、マイナンバーカードリーダーの整備 等	市町村が事業実施 主体に補助する額 の1/2以内	
自主防災組織等 活性化推進事業	市町村	市町村が、住民の自助・共助の意識醸成及び自主防災組織等が災害時に適切な行動ができるよう組織等の機能維持・向上に向け実施する防災・減災活動のために要する経費に対して補助する。	1 避難訓練などの防災訓練、防災学習会に係る経費 (例) ・専門家等への報償費、費用弁償、委託料 ・訓練実施に必要な用品等の購入費及び借上料 ・訓練の指導者・参加者に係る保険料 ・適切な避難行動に寄与する災害・避難カードの作成費 ・資料印刷費	補助対象経費の 1/2以内	防災訓練または 学習会等の実施
	自主防災組織等	自主防災組織等が、住民の自助・共助意識の醸成や、組織等の機能維持・向上に向け実施する防災・減災活動のために要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について補助する。	2 避難・救助活動用具の購入等に係る経費 (例) ・バール、鋸、ジャッキ、ストレッチャー、AED等の購入費 ・備蓄倉庫の設置費	市町村が事業実施 主体に補助する額 の1/2以内	
避難路等 整備事業	市町村	市町村が、迅速且つ安全に避難するための避難路や救援ポイントの整備を目的として、避難路の整備や、緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対して補助する。	1 地域住民が自然災害から迅速且つ安全に避難するために使用する避難路や救援ポイントの整備に要する経費 (例) ・避難路や津波避難後救援ポイントの舗装・整地 ・避難路の手すり及びスロープの設置	補助対象経費の 1/2以内	緊急防災・減災事業 債の対象の場合 防災訓練または 学習会等の実施
	自主防災組織等	自主防災組織等が、迅速且つ安全に避難するための避難路等の整備を目的として、避難路の整備や緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について補助する。	2 緊急避難場所等の安全設備等に要する経費 (例) ・照明、表示板、のぼり、案内図、転落防災柵 等	市町村が事業実施 主体に補助する額 の1/2以内	

(備考)

- ・補助対象事業のうち、国等の補助又は助成金を活用する並びに地方債を充当 (予定も含む) する事業は除く。ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型) の対象事業については、市町村負担額を補助対象経費とする。(補正予算債を活用する場合は除く。)
- ・緊急防災・減災事業債の対象となる事業については5,000千円を補助対象経費の上限とする。
- ・補助対象事業ごとに県補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※海抜表示板を補助対象とする場合は設置と注意喚起をホームページ等に掲載すること

第1号様式（第4条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年度において、下記のとおり防災・減災対策加速化支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

(単位：円)

事業名	事業実施主体名	緊急孤立対策 支援事業の場合、 孤立可能性集落名	事業完了 予定日	事業内容・数量	補助対象経費			補助率 (D)	県費補助額 (C) × (D) (E)	備考
					計 (B) + (C) (A)	自主防災組織 等負担額 (B)	市町村 負担額 (C)			
合 計					0	0	0		0	

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入 (単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金		
市町村費		
その他		
計	0	

2 支出 (単位:円)

項 目	予 算 額	備 考
計	0	

第4号様式（第5条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金補助事業変更承認申請書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第5条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円
2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、事業実施主体が市町村の場合において、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実施報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) その他、大分県補助金交付規則、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 大分県補助金交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
 - イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

（備考）

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき、変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請書」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第9条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今 回 請 求 額	残 額	事業完了予定 (完了)年 月 日	備 考
円	円	円	円		

第8号の1様式（第10条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金実績報告書

第 年 月 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業について、下記のとおり実施したので、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場合）
- (9) 自主防災組織等または福祉施設等が市町村長に対して行う実績報告に係る以下の書類の写し
 - ア 契約書又は見積書
 - イ 完成写真
 - ウ 領収書又は請求書
 - エ 防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場合）
- (10) その他知事が必要と認める書類

第8号の2様式（第10条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金実績報告書

第 年 月 号
日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業について、下記のとおり実施したので、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) 防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場合）
- (9) 自主防災組織等または福祉施設等が市町村長に対して行う実績報告に係る以の書類の写し
 - ア 契約書又は見積書
 - イ 完成写真
 - ウ 領収書又は請求書
 - エ 防災訓練または学習会等の実施報告書（報告を要する事業を実施した場
- (10) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

(単位：円)

事業名	事業実施主体名	緊急孤立対策 支援事業の場合、 孤立可能性集落名	事業完了日	事業内容・数量	補助対象経費			補助率 (D)	県費補助額 (C) × (D) (E)	備考
					計 (B) + (C) (A)	自主防災組織 等負担額 (B)	市町村 負担額 (C)			
合 計					0	0	0		0	

第10号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収入

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
県費補助金			0	
市町村費			0	
その他			0	
計			0	

2 支出

(単位：円)

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
			0	
			0	
			0	
計	0	0	0	

第11号の1様式（第11条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

第11号の2様式（第11条関係）

年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度防災・減災対策加速化支援事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、補助金の額を金 円に変更交付決定し、金 円に確定したので、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、事業実施主体が市町村の場合において、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実施報告に併せて変更の承認を申請すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) その他、大分県補助金交付規則、防災・減災対策加速化支援事業費補助金交付要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 大分県補助金交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - (ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
 - (イ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減